

令和3年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和3年7月26日（月） 午前10時～

場 所：職員会館メルクス 3階会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松隈委員、
宮崎委員 以上8名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、中島主査、鶴田

議事の概要

1 委員の紹介

2 前回会議の概要報告

—意見や異論等はなく、会議概要は確定される。—

3 諮問案件の審議

【諮問案件1】

子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報を、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター、健康福祉部保健所健康推進課、教育部学校教育課、健康福祉部障害者福祉課

利用機関：子ども未来部家庭子ども相談課

実施機関：子ども子育てサポートセンター（清水所長）、健康推進課（藤原主査）、学校教育課（木下主査）、障害者福祉課（中井補佐）、家庭子ども相談課（河村補佐）、子ども未来部総務（園田）

—資料をもとに家庭子ども相談課から説明—

（A委員）資料20ページ中①から⑥までの世帯に子どもの笑顔給付金の案内をすることで、全ての対象者に漏れなく案内することができるのか。もし①から⑥までの給付を受けていない世帯があるのであれば、どういう対応をするのか教えていただきたい。

（実施機関）今回の子どもの笑顔給付金は、以前、市が行った給付金事業の対象とならなかった世帯を対象としており、対象者の漏れがないように計画している。

（A委員）資料中の所得要件とは、子どもの笑顔給付金の受給要件なのか、それとも①から⑥までの各事業の所得要件なのか。

（実施機関）①から⑥までの対象事業を受けるための所得要件であり、それらの世帯が今回の子ども笑顔給付金の対象となる。

（B委員）過去に、給付金の対象者に漏れが生じた事例や、苦情が寄せられたことはあるのか。

(諮問機関) 対象者をあらかじめこちらで特定して、申請書を送付し、返送により申請を受け付けるというやり方をしたことが過去になく、今回と同様のやり方で問題や苦情が生じたという例はない。ただ、家計が急変した世帯を対象とした給付金があったが、そのような事業に関しては、「給付金があることを知らなかった」という声があった。

(C委員) 申請手続がされなかった場合の対応は何か考えているのか。

(実施機関) 市から個別に連絡することを考えている。

(D委員) 対象事業②の小児慢性特定疾病医療給付と④の通級指導教室の対象者数が同じであるが、これは何か理由があるのか。

(実施機関) 偶然一致しているものである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

母子保健事業や個別相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター

実施機関：こども子育てサポートセンター（清水所長、原口）

—資料をもとにこども子育てサポートセンターから説明—

(E委員) LINEの利用を開始する際、ユーザーは、自分の名前や住所情報を登録するのか。生年月日まで登録するのか。

(実施機関) 市民が市のアカウントを友だち登録した際、市側には、市民が設定しているユーザー名が表示され、それを市のほうで本名、生年月日及び宛名番号に修正して登録作業を行う。そのため、市民が個人情報を登録することはない。

(E委員) 市民が名乗ったユーザー名と、市が持っている個人に関する情報をどのように紐付けるのか。

(実施機関) 市が把握している要支援者にのみ紹介用URLやQRコードを提示しているため、その時点で個人は特定されている。

(E委員) LINEWORKS上に個人情報を登録する旨を市民に知らせるべきではないか。また、市民が自分で個人情報を登録する方が適切ではないか。

(実施機関) 自動で送信されるメッセージの中で、市が氏名、生年月日及び宛名番号をLINEWORKS上に登録する旨を伝えるとともに、必要以上の個人情報の送信を控えるように注意を促している。また、市民が市のアカウントを友だち登録した際に、フルネームを送信するように自動でメッセージが送信されるため、これにより、二重に本人確認をしている。

(E委員) 市民は、市が自分の個人情報をLINEWORKS上に登録することを知っており、また、市は個人情報を目的外に使用しない旨を明記しているという理解でよいのか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 今回の相談事業は、どの市民からの相談も受け付ける事業ではなく、要支援者を市が把握した上で、若い世代が利用しやすいようにLINEWORKSを利用して相談を受ける事業という理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(A委員) オンライン相談の利用実績を教えてください。

(実施機関) 現在、市が要支援継続者として関わっている方は557名であり、6月の実績としては、全体の約8パーセントにあたる49名の方に対して、オンライン相談を実施した。資料中にも記載しているように、オンライン相談を実施する対象者は、あくまでも、電話や通知、ショートメールなどによる継続的なアプローチにも関わらず連絡がとれない市民であり、オンライン相談の必要性について十分に評価した上で、利用を開始している。

(A委員) LINEを利用している人は多いと思うが、LINEWORKSを利用している人は多くないと思う。それにもかかわらず、LINEWORKSを使用する理由としては、セキュリティの問題があるためか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 個人情報ほどどれくらいの期間保存するのか。

(実施機関) 保存期間は3年としている。この期間はアカウントの管理者により変更が可能であり、現在は最長の3年に設定しているが、必要に応じて1ヶ月、3ヶ月、5ヶ月、1年、2年、3年の期間が設定可能である。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件3】

児童相談及び婦人相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部家庭子ども相談課

実施機関：家庭子ども相談課（寺松主幹、野口補佐）

—資料をもとに家庭子ども相談課から説明—

(E委員) オンライン相談を始める際のQRコード読取り、フルネームの入力、個人情報の取扱いに関する文言の明記についてなどの一連の流れは、諮問案件2の場合と同様であると考えてよいか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

(事務局) 諮問案件2及び諮問案件3の事業について、実施機関への答申書の送付は後日となるが、可能であれば、要支援者の新規登録を本日より再開させていただきたい。

(会長) 現在、要支援者の新規登録が一時停止されているため、当審議が終わり次第、事業を再開したいとのことだが、承認してよいか。

—了承—

【諮問案件4】

統合型地理情報システム運用業務において、サーバ機器の入替えを行うに当たり、データ移行作業の受託業者に対しオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

実施機関：情報政策課（長野課長、中村主査）

—資料をもとに情報政策課から説明—

(A委員) 個人情報を格納したハードディスクを受託者に提供する行為が、オンライン結合に該当するのか。

(事務局) オンライン結合には、回線を通じて個人情報をやりとりする行為だけでなく、ハードディスク等に格納した個人情報を庁舎外に持ち出すという行為も該当する。そのため、今回諮問させていただいている。

(A委員) ハードディスクやシステムサーバを運搬する際のセキュリティ対策はどのようになっているのか。

(実施機関) ハードディスクについては、パスワードを設定しているため、万が一盗まれた場合でも、格納されているデータの閲覧はできない仕組みとなっている。システムサーバについても、運搬の際は一定のセキュリティ対策を施す。ただ、紛失や盗難等の物理的な被害への対処方法は特にない。

(A委員) ハードディスクの運搬は具体的にどのように行われるのか。

(実施機関) 受託業者が車で庁舎まで取りに来て、そのまま福岡市内まで運搬する。システムサーバについても、受託業者が庁舎まで運搬する。

(D委員) データの移行作業は、約1カ月の期間を要するのか。

(実施機関) 実際の所要期間としては、約10日から2週間程度である。資料中に8月末までと記載しているのは、今回の業務委託の契約期間が8月末までとなっているためである。

(D委員) 新しいシステムサーバは予備があるのか。また、これまでも予備サーバはあったのか。

(実施機関) そうである。現在も予備サーバがあり、万が一、通常使用しているサーバが故障した場合でも、予備サーバを使用することで、職員の業務に支障が出ないような仕組みとなっている。

4 令和2年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

—事務局から報告—

—質問や意見等なし—

5 令和2年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

—事務局から報告—

—質問や意見等なし—

6 その他

次回の開催について

以上